

【未定稿】第2回懇談会でのガイドライン（素案）に対する主な意見

1 改定の趣旨（P1）

- ガイドラインの目的（誰のために、何のために策定するのか）を明記すべき。その意味で、表題も適切ではなく、例えば改定に係る経緯などは、巻頭言（はじめに）で記載してもよいと思う。



＜修正の方向性（案）＞

- ▶ 表題を「ガイドラインの目的等」とし、策定目的等を明記する。なお、改定に係る経緯などは巻頭言として別に記載する。

2 民営化の必要性と基本姿勢（P2～3）

- この部分は、「(2)民営化の基本姿勢」をメインに記載すべき。そのため、「(1)民営化の必要性」については、文章をよりコンパクトにまとめ、参考1・2のグラフ等は最新のデータに更新し、巻末に参考資料として記載し、その旨を付記すればよい。
- 「(1)民営化の必要性」は、巻頭言（はじめに）の中で、ガイドラインの趣旨等と合わせて記載する方が分かりやすい。その上で、巻末に参考1・2を載せればよい。
- 「(2)民営化の基本姿勢」では、「杉並区立保育園保育実践方針」に基づく区立保育園の保育をしっかりと引き継ぐことを明記すべき。また、民営化後も区が責任を持って支援することがより明確に伝わるような記載内容にするとよい。
- 「(2)民営化の基本姿勢」に、職員が働き続けられる環境づくりに触れてはどうかとの意見もあったが、区がマネジメントできる内容ではないと思う。



＜修正の方向性（案）＞

- ▶ 「民営化の必要性」は、巻頭言（はじめに）の中で簡潔に記載するとともに、必要な参考資料を巻末に記載して、その旨の注釈をつける。
- ▶ 上記に伴い、この部分の表題を「民営化に当たっての基本姿勢」とし、「杉並区立保育園保育実践方針」に基づき、責任を持って区立保育園の保育を引き継ぐことなど、区の基本姿勢をより明確に示す。

3 基本的なスケジュールについて（P4）

- 「基本的なスケジュール」の前に、今後の民営化対象園（園名や何故当該園が選定されたのか等）についての記載があるとよい。
- 民営化前々年度の2月～3月の「移行計画作成」については、もう少し十分な期間があるとより良い移行につながるのではないかと。
- 保護者の要望等を踏まえ、必要に応じて基本的なスケジュールに記載された以外にも保護者説明会を開催する旨を入れてはどうか。
- 「※1」の注釈には、区ホームページ等で公表することなども記載するとよい。
- 「基本的なスケジュール」の表は、「4 事業者の公募・選定」以降の取組を一覧にした目次的な意味合いがあるため、詳細な記載のある該当ページを入れて、より見やすく工夫してはどうか。



＜修正の方向性（案）＞

- ▶ 今後の民営化対象園に係る記載は、P3の表で示すのではなく、巻頭言（はじめに）の中で触れる。なお、これまでの民営化実績は巻末に参考資料として載せる。
- ▶ 「基本的なスケジュール」の概要の説明を記載するとともに、目次的な意味合いを持つことを考慮して、詳細な記載のある該当ページを入れる。

4 事業者の公募・選定について（P5～10）

(1) 事業者の公募・選定方法（P5）

- 冒頭に公募・選定に当たっての留意点や重視する点（区立保育園の保育を継承・発展させることができる事業者を選定するなど）を記載するとよい。



＜修正の方向性（案）＞

- ▶ 冒頭に、事業者の公募・選定に当たって区が重視する点を記載する。

(2) 選定委員会の構成 (P 5)

- 保護者委員の人数を増やしてはどうかとの意見もあるが、現在の人数が少ないとは思わない。むしろ、学識経験者や区立保育園の園長などの専門的知見のある委員が相当数いる必要がある。
- これまでの選定委員会の実態に合わせて、「園長を含む区職員5名」をより具体的に記載（区立保育園園長○名、区立保育園保育士○名など）してはどうか。



<修正の方向性(案)>

- ▶ 当該園の園長など、区職員の内訳をより具体的に記載する。

(3) 選定委員会の審査・選定スケジュール (P 5)

(特になし)

(4) 事業者の参加資格 (P 6)

- 公募要項に盛り込む参加資格の①にある運営実績を「6年以上」としてはどうかとの意見については、その妥当性があるのか、また、年数を長くすると、応募事業者数が絞られる面もあるのではないか。
- 0～5歳児の保育を一通り経験するという意味での「6年以上」にすることについては、共感する部分もあるが、「3年以上」でも0～5歳児が在園する以上、保育経験はあるということになる。



<修正の方向性(案)>

- ▶ 運営実績については、より多くの事業者から様々な企画提案を募った上で最も適切な事業者を選定する観点から、素案のとおりとする。

(5) その他の応募条件 (P 7～9)

- 基本とする内容としては、これまでの民営化に当たっての選定委員会の意見等を踏まえて修正された部分もあり、概ね適当ではないか。
- 「職員に関する条件」について、「原則として、施設長や職員は○年間異動させないこと」を明記することは、個人の事情のほか組織管理上の事情もあり得るため、現実的ではない。
- 「施設及び設備に関する条件」について、「現在の当該園における受け入れ年齢を維持すること」を明記していないが、公募要項で現園の歳児構成(定員)を記載することで足りると理解した。
- 各条件の並び順については、より重要な項目から並べるなどの工夫があると応募事業者に伝わりやすいのではないか。



<修正の方向性(案)>

- ▶ 「運営に関する条件」については、より重要な項目が上位になるように並び替える。

(6) 審査手順 (P 9～10)

- 評価の方法について、現在は「第2次審査の合計点が60%以上」でなくても、第1次審査点の合計点が高ければ、選定事業者となり得る方法となっているのは妥当か。



<修正の方向性(案)>

- ▶ 評価の方法については、以下の全庁的な方針を踏まえ、素案のとおりとする。

《全庁的な方針「プロポーザル実施に伴う留意点について(平成30年4月19日付30杉並第4693号)」》

- ・「第一次審査配点合計の6割以上を取得したものを第一次審査通過者とし、配点の総合計の6割以上、かつ最上位だったものを候補者とする」を基本とし、選定委員会等で合議の上、最終決定することとします。

～上記方針の背景にある考え方～

- ・「第一次審査6割以上」という基準は、審査が効率的に行えるよう、複数事業者のうち一定の基準を満たした事業者のみが第二次審査に通過できるようにするために、設けているものである。
- ・その上で、事業者を評価する上での「最低基準」として、「第一次審査及び第二次審査の点数の和が6割以上」という基準を設け、第一次・第二次審査で総合的に事業者を審査・決定することとしている。